

令和8年度版

阿賀町立保育園の概要

令和7年11月

保育園とは

保育園は、保護者が働いている場合や、病気や出産等のため、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者の方に代わって保育し、子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう子育てを支援する施設です。

また、お子さんの保育のみならず、保護者や家庭に対し必要に応じて助言や支援を行ったり、入園していない子育て家庭に対しても子育て相談を受けたりするなど地域の子育て支援を行っています。

保育方針

★子どもの人間性を尊重し、あたたかい家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりを大切に、のびのびと健やかな子に育てる。

★阿賀町の自然豊かな環境の中で、自然との関わりを大切しながら、限らない夢を持てる子を育てる。

保育目標

元気に遊ぶ子



思いやりのある子



考える子



阿賀町の保育園（認可保育園）

ひまわり保育園	阿賀町津川100番地	TEL 0254-92-2572
上条保育園	阿賀町両郷甲3192番地	TEL 0254-95-2726
わかば保育園	阿賀町あが野南4324番地8	TEL 0254-99-2230

定員

ひまわり保育園	120人
上条保育園	60人
わかば保育園	120人



保育時間

	標準時間認定	短時間認定
月～金 第1・3・5土曜日	午前7時30分～午後6時30分	午前8時00分～午後4時00分

(※全ての保育園で第2・第4土曜日は休園となります。)

- ・全ての保育園で月曜から金曜日及び第1・3・5土曜日に、早朝保育、延長保育を行っています。

早朝保育 午前7時30分～午前8時00分

延長保育 午後4時00分～午後6時30分



- ・土曜日は事前の申し込みが必要です。
- ・運営上特に必要となる場合は臨時休園・午前保育等を実施することがあります。

主な年間行事

入園式、健康診断、歯科検診、バス遠足、個別懇談会、七夕、プール遊び、夏まつり運動会、お月見、クリスマス会、節分、ひなまつり、発表会、卒園式 など行事等について、園だより等で連絡いたします。



服装等について

- ・園児服。(6月から9月は指定なし)
- ・吊りズボン・フード付きトレーナー等の着用はご遠慮ください。
- ・靴は一人で履けるなど、履きやすいものにしてください。
- ・内履きはズックにしてください。
- ・衣類は清潔で、運動しやすいものにしてください。
- ・上着・帽子・コートなどは掛けやすいよう紐をつけてください。
- ・すべての持ち物にはっきり名前をつけてください。
- ・ハンカチ・ティッシュは毎日ポケットに入れておいてください。
- ・保育園で徴収する以外のお金や玩具・お菓子などは持たせないでください。



保護者負担となる保育用品

- ・園児服・体操着・月刊絵本・自由画帳・クレヨン・ハサミ 等
(その他に各園で、保護者負担となる保育用品がありますので予め御了承ください)
- ※ 阿賀町では給食に係る食材料費の保護者負担はありません。



保育園への通園及び送迎

登降園は保護者の責任において実施し、基本的に保護者が付添うものとします。
また、保護者以外の方が迎えにくる場合は、保育園にご連絡ください。
なお、送迎バス運行地区はバスを利用できます。(満2歳から)
利用は無料です。



欠席の届け出

- ・病気等により欠席する場合は、保育園へご連絡ください。
- ・感染症に罹患した場合は、登園の際に、医師の証明が必要になる場合があります。保育園へご相談ください。
- ・感染症が流行した場合や感染拡大の恐れがある場合には、嘱託医師と相談のうえ休園またはそのクラスを休みとする場合があります。

※町では、**病後児保育室**を開設しています。登園許可が出ない間や、体調が万全に回復していない時で保育が必要な時などにご利用ください。

詳しくは、こども・健康推進課（0254-92-5762）までお問い合わせください。



保育園へ入園できる基準は

- 1 児童の保護者が仕事のため、その児童を保育できない場合
- 2 児童の保護者が病気やけがをしているか、心身に障害があり保育できない場合
- 3 母親が妊娠中・出産の前後のため保育ができない場合
- 4 その児童の家庭において病人等の介護・看護のため保育できない場合
- 5 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたり保育ができない場合
- 6 求職活動（起業準備含む）中で保育できない場合
- 7 虐待やDVのおそれがあり保育できない場合



保育の実施期間

保育園入園日から小学校へ入学する年の3月31日まで

保育料・延長保育の無償化について

阿賀町では令和7年4月から、町独自の取り組みとして、子育て世代の経済的負担の軽減と子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、阿賀町に住所がある方の0歳児から2歳児までの子どもを対象に、保育料の無償化を実施しています。これにより、すでに国の制度で無償となっている3歳児から5歳児をあわせて、すべての子どもの保育料が、年齢や保護者の所得に関わらず無料となりました。

また、短時間認定の場合の早朝・延長保育の利用も無償で実施しています。

苦情や意見の受付について

保育園に関する要望等を解決するための担当者です。要望等は次の担当職員へお申し出ください。

- (1) 解決責任者 園長
- (2) 受付担当者 副園長

【解決のための第三者委員について】

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、各保育園に第三者委員を設置しています。直接、要望等を申し出られるか、または保育園への申し出に際し立ち会いをお願いする等ができます。委員については、各保育園に掲示していますのでご覧ください。

入園前に・・・

保護者にとってお子さまの入園は心配なものです。はじめて集団生活を迎える子どもたちも期待と不安が入りまじった気持ちで入園の日を待っています。あまり小さな事で叱ったりせず、自分でやろうとする意欲を持てるように、おおらかな気持ちで接してあげたいものです。入園は同時に、保護者にとっても新しい出発であると感じます。わからないこと、ご心配なことなど、お気軽にお問合せください。

